

## 静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会 設立趣意書

産学官金の連携により、再生可能エネルギーや蓄電池等の創エネ・蓄エネに関する技術開発を促進し、エネルギーを軸とした新たな次世代産業を創出することを目的として、下記のとおり、静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会を設立する。

### 記

#### 第1 名称

本協議会は、静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### 第2 目的

協議会は、産学官金の連携により、再生可能エネルギーや蓄電池等の創エネ・蓄エネに関する技術開発を促進し、エネルギーを軸とした新たな次世代産業を創出することを目的とする。

※ 創エネ：再生可能エネルギーやエネルギーの高度利用による電気・熱エネルギーの創出に係る技術（太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等）

※ 蓄エネ：蓄電池等による再生可能エネルギーの安定供給に資する技術（蓄電池、水素、EV等）

#### 第3 事業

協議会は、前述の目的を達成するために、次の事業を行う。

##### (1) 講習会、交流会、情報交換会の開催

- ・ 再生可能エネルギーや蓄電池など、創エネ・蓄エネに関する市場ニーズや技術開発等の情報提供
- ・ 企業間連携、企業と大学・試験研究機関等とのマッチング支援

##### (2) ワーキンググループ活動の実施

- ・ 企業間連携による市場を見据えた研究開発の検討
- ・ 有識者等による開発計画に対するアドバイス

##### (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

#### 第4 組織

協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、静岡県経済産業部産業革新局長をもって充てる。

#### 第5 会員

協議会の目的に賛同し、その事業を実施、又は事業に協力しようとする法人、団体又は個人は、協議会の会員となることができる。

2 入会及び退会は、事務局へ申し出るものとする。

3 会員は、協議会の活動成果について、転載や二次利用等を行う場合は、著作権法等を順守するものとする。

4 入会費及び年会費は不要とする。

#### 第6 事務局

協議会の事務局は、静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課に置く。

平成30年5月

発起人 静岡県経済産業部産業革新局長